

**平成24年度  
「介護サービス情報の公表」制度  
事業者説明会**

**岐阜県**

# 本日の次第

## ○岐阜県高齢福祉課

- ・ 介護サービス情報の公表制度の見直し
- ・ 平成24年度公表計画
- ・ 新システムの概要

## ○指定情報公表センター：岐阜県社会福祉協議会

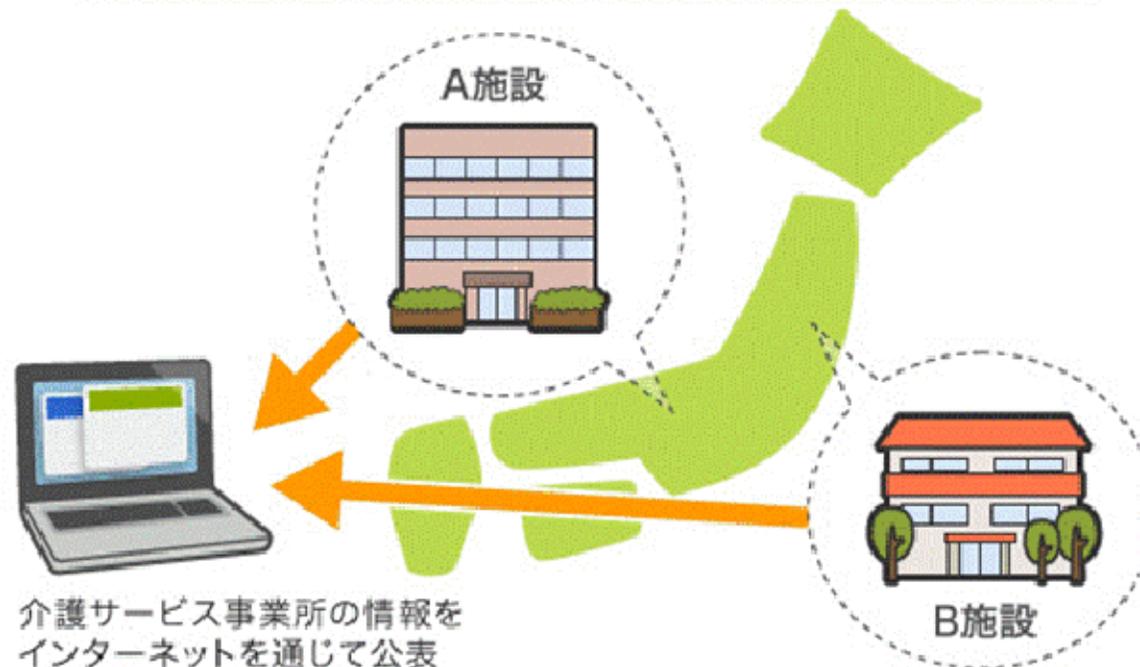
- ・ 介護サービス情報の報告について

# 介護サービス情報の公表制度とは

介護保険法に基づき、平成18年4月からスタートした制度。利用者が介護サービスや事業所・施設を比較・検討して適切に選ぶための情報を都道府県が提供する仕組み。

※「介護サービス情報公表システム」を使って、インターネットでいつでも誰でも情報を入手することが可能。平成24年度時点で、全国約24万か所の事業所情報が公表されている。

## 介護サービス情報公表制度のしくみ



# 制度の仕組み

## ○事業所情報の公表までの流れ

事業所の情報は、都道府県が公表。公表の流れは以下のとおり。

- ① 毎年1回、各事業所は直近の事業所情報を都道府県に報告
- ② 都道府県又は指定情報公表センターは内容を審査  
(都道府県が必要と認める場合に訪問調査を実施)
- ③ 都道府県又は指定情報公表センターはインターネットに事業所情報を掲載

## ○公表対象となる介護サービスの種類

介護保険法施行規則第140条の43に規定するサービス

## ○公表対象となる事業者

**既存事業者:** 計画の基準日前の1年間において、介護報酬の支払実績が  
100万円を超える事業者 (みなし指定を含む)

**新規事業者:** 当該年度に新たに介護サービスの提供を開始する事業者  
(みなし指定を除く)

# 公表される内容

## ○基本情報

- 1 事業所の名称、所在地等
- 2 従業者に関するもの
- 3 提供サービスの内容
- 4 利用料等
- 5 法人情報

## ○運営情報(旧「調査情報」)

- 1 利用者の権利擁護の取組
- 2 サービスの質の確保の取組
- 3 相談・苦情等への対応
- 4 外部機関等との連携
- 5 適切な事業運営・管理の体制
- 6 安全・衛生管理等の体制
- 7 その他(従業者の研修の状況等)

# 制度の見直し

## <見直しの背景>

情報公表制度については、都道府県知事又は指定調査機関による介護サービス事業者・施設に対する調査が義務付けられているが、事業者にとってこうした調査等の負担が大きいという指摘がある。このため、利用者にとって活用しやすいものとなるよう、検索機能や画面表示などを工夫するとともに、調査については、都道府県知事が必要と認める場合に、適切に実施することとするなど、事務の軽減を図り、手数料によらずに運営できる制度へと変更するべきである。その際は、費用負担を含めて、都道府県の負担等に配慮すべきとの意見があった。

(介護保険部会報告書「介護保険制度の見直しに関する意見(抄)」(平成22年11月30日))

### ①調査方法の見直し

→→ 都道府県知事が必要と認める場合に実施

### ②公表方法の見直し

→→ 利用者にとって活用しやすいものとなるよう工夫

# 平成22年度～平成24年度の運用について

## ○制度の改正点等

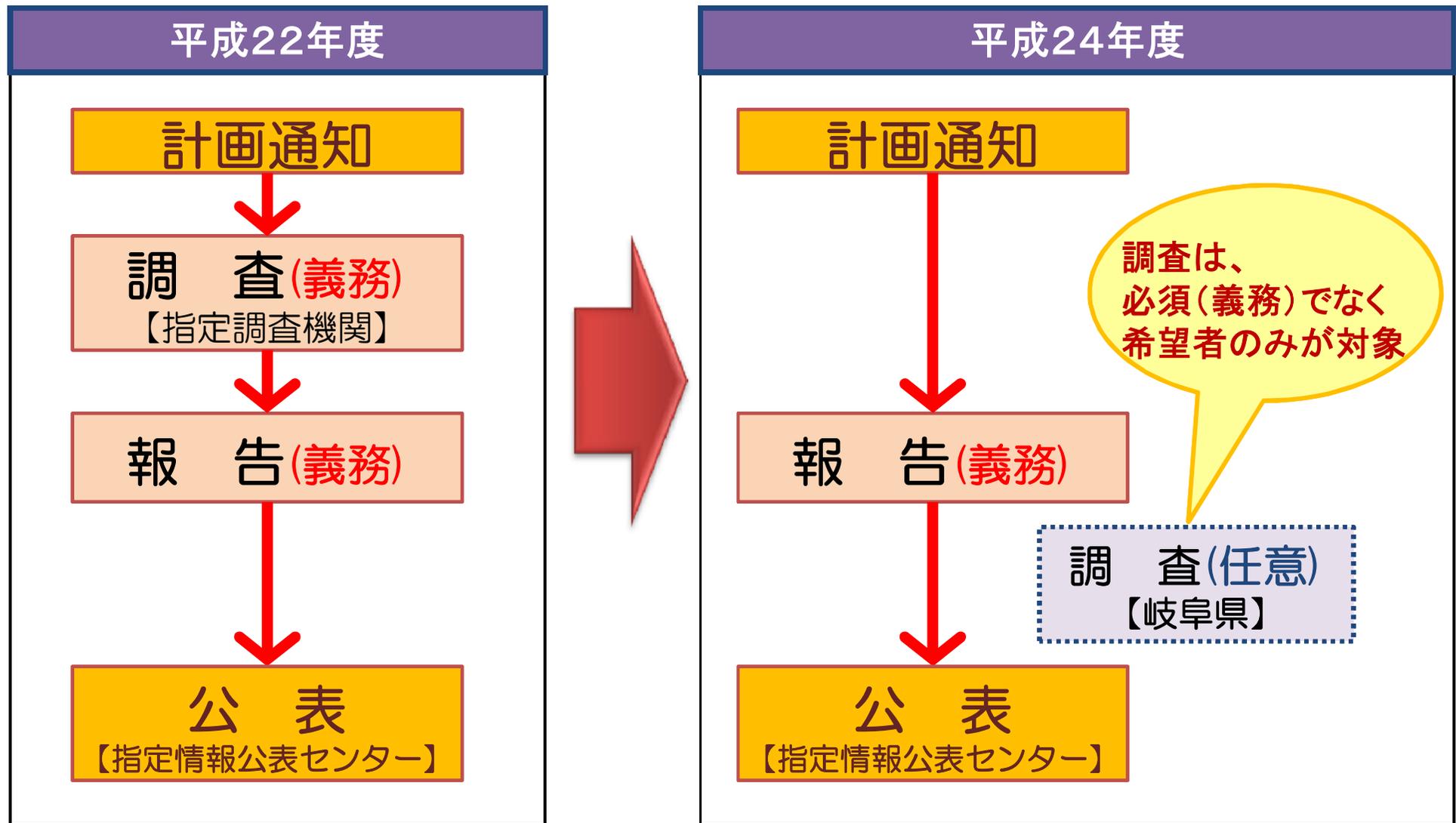
	調査	報告	公表
平成22年度	<b>必須</b> 【指定調査機関】 手数料: 20,500 円	既存・新規事業者 【指定情報公表センター】	既存・新規事業者 【指定情報公表センター】 手数料: 8,000 円
平成23年度	実施なし	新規事業者のみ 【岐阜県】	新規事業者のみ 【岐阜県】
平成24年度	<b>希望者</b> <b>【岐阜県】</b> 手数料: <b>無料</b>	既存・新規事業者 【指定情報公表センター】	既存・新規事業者 【指定情報公表センター】 手数料: <b>無料</b>

- ★ 調査：事業者の事務の軽減を図るため、調査の実施を  
「介護サービス事業者自らが調査を希望するとき」等に限定
- ★ 手数料：事業者の費用負担軽減するため手数料を廃止

## ○システムの運用状況

- ・平成22年度 都道府県サーバにてシステムを運用
- ・平成23年度 システム切替えのため、都道府県サーバ廃止  
新規指定事業者のみ高齢福祉課のウェブサイトにて公表
- ・平成24年度 平成24年10月から新システム稼働（国サーバへ一元化）
  - ※ 平成22年度の報告データは、10月から新システムで閲覧可能
  - ※ 平成23年の新規事業者は、高齢福祉課のウェブサイトにて公表

# 制度見直し後の報告・調査の流れ

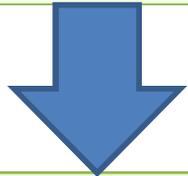


報告先／公表の実施： 指定情報公表センター（岐阜県社会福祉協議会）  
調査の実施： 岐阜県（高齢福祉課）

# ①調査方法の見直しについて

## ○介護保険法改正

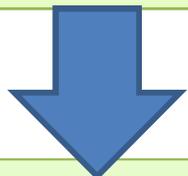
1年に1回の調査から、都道府県が必要があると認める場合に調査を行うことができる仕組みに変更する。



国会審議において、調査が任意となった場合でも、公表されている情報の正確さを確保するため、最低限必要な調査を実施する旨附帯決議がなされた

## ○介護保険法案に係る附帯決議

介護サービス情報の公表制度については、適正な調査が実施されるよう、都道府県、指定情報公表センター、指定調査機関その他の関係者の意見を十分に踏まえつつ、ガイドラインの作成等必要な措置を講ずること。その際、事業者より申し出がある場合には積極的に調査できるよう配慮するとともに、指定調査機関・調査員の専門性を活用すること。



附帯決議を踏まえ、ガイドラインを通知

## ○調査のガイドライン

附帯決議を踏まえ、国はガイドラインを通知。これを参考とし都道府県は調査の指針を策定する。

- I 調査が必要と考えられる事項
- II 調査を行わないなどの配慮をすることが適切と考えられる事項
- III 他制度等との連携により効率的に実施することが可能と考える事項

# 岐阜県の調査方針等（平成24年度）

## ○調査の対象 （都道府県が必要があると認める場合）

調査は、次のいずれかに該当する場合に行うことができる。

- （1）介護サービス事業者自らが調査を希望するとき。
- （2）報告された介護サービス情報の内容に虚偽が疑われ、知事が調査が必要と認めるとき。
- （3）介護サービス情報の報告について、県の指示・指導に従わないとき。

## ○調査の実施

岐阜県高齢福祉課（平成22年度までは、指定調査機関が実施）

### ◎調査を希望する場合について

指定情報公表センターから「報告に関する計画通知が届いてから報告の受理開始日までの間（10～14日間）」に、県高齢福祉課へ電話にて申込みをしてください。

○調査手数料 **不 要**（平成22年度までは、20,500円）

○公表手数料 **不 要**（平成22年度までは、8,000円）

## ②公表方法の見直しについて

「見やすい」「使いやすい」「わかりやすい」

利用者の目線に立ち、選択を支援できるシステムを構築していく

### 課題と見直しのポイント

### 具体的な見直し方法（利用者向けシステム）

#### ■画面が見づらい、分かりにくい

一般の利用者の目線に立った、  
分かりやすい内容に工夫

- 全体をとおして「シンプル」な画面とする
- テキストだけでなく、地図、ボタン、アイコン等を活用する
- 配色は高齢者でも見やすくなるよう工夫
- 説明はわかりやすい表現とし、絵・図を活用し親しみやすいホームページとする

#### ■操作方法が難しい

ネット初心者でも迷わず、必要情報が得られるよう工夫

- 一画面の情報量を最小限にし、迷いを防止する
- 膨大な事業所情報を「内容」ごとに整理する
- 閲覧者をサポートする「解説」「ヘルプ」機能を大幅に充実する。

#### ■事業所の特色が分からない

事業所の特色が一目でわかるよう工夫

- 「事業所の特色」ページを創設し、事業所がPRしたい内容を自ら投稿できる仕組みとする
- 利用者にとって有益な情報である、画像や動画についても閲覧ができるようにする
- ※「事業所の特色」ページの投稿は、事業所の任意

※また、制度全体の運営のコストを削減するため、各都道府県のサーバーを国で一元化する

# 新システムの概要（事業者向け：報告システム）

入力画面	画面入力		概要等
	既存	新規	
<b>新</b> 都道府県 独自項目	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; display: inline-block;">非表示</div>		<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県ごとに設定</li> </ul> <p>※ 岐阜県では平成24年度は設定しない</p>
基本情報	<b>要</b>	<b>要</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>報告様式を50種類→30種類に統合（介護予防は本体サービスと一体的に報告）</li> <li>平成24年度報酬改定等の内容を反映</li> </ul>
運営情報 （旧 調査情報）	<b>要</b>	不要	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本情報にあわせ調査票を30種類に</li> <li>新たに運営情報の「記載要領」を作成</li> </ul>
<b>新</b> 事業所の特色	任意	任意	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所がPRしたい内容を自由に投稿</li> <li>画像・動画の投稿も可能</li> </ul> <p>※ 「虚偽」又は「誇大」広告は指定基準で禁止されていることに留意のうえ投稿</p>

# 新システムの運用に伴う留意事項

## ○サーバの一元化に伴うデータ利用

国が設置した公表システムサーバーに蓄積されたデータについて、国は次のとおり取り扱うことができるものとされています。

- ・ データを通常業務において使用することができるものとする。
- ・ データの一部(集計データ等)を国が設置する審議会等に資料として提供することができる。ただし、事業所が特定されるデータを除く。
- ・ 国が公募等によって採択した研究事業等において、データ利用の必要がある場合には、データの一部(集計データ等)を当該研究事業等の実施主体へ提供することができる。ただし、事業者が特定されるデータを除く。
- ・ 「介護サービス情報の公表制度支援事業」(介護サービス情報公表支援センター業務)を実施する法人(以下「実施法人」という。)に対して、データを提供し、データの集計・分析を行わせることができる。なお、国は、実施法人に対して全データを提供することができるものとし、適正なデータ利用及びデータ管理を行わせなければならない。

また、今後は、県においても国と同様にサーバに蓄積されたデータを統計資料の作成等に利用することがあります。

## ○未掲載の事業所一覧（報告を行わない事業者の掲載）

介護保険法第115条の35第1項に定められた介護サービス情報の公表のための報告を行わない事業者は、「未掲載の事業所」としてシステムに掲載する予定です。

(休止・廃止等の届出がなされた事業者を除く。)

# 平成24年度介護サービス情報の公表計画

## ○報告に関する計画

①計画の基準日	平成24年1月1日
②計画の期間	平成24年4月1日 から 平成25年3月31日
③報告の対象となる介護サービス事業者	<p><b>介護サービスの種類</b>（介護保険法施行規則第140条の43） <b>※予防サービスを含む</b> 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護（診療所を除く）、特定施設入居者生活介護（養護老人ホームを除く）、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護（養護老人ホームを除く）、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、居宅介護支援、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設（定員8人以下の施設を除く）</p> <p><b>対象となる事業者</b> ア 平成24年4月1日以降、新たに介護サービスの提供を開始する事業者 イ 計画の基準日前の1年間において、介護報酬の支払実績（利用者負担を含む）が100万円を超える事業者</p>
④報告の提出先	<p>介護サービス情報公表システムにより報告。 （<a href="https://www.kaigokensaku.jp/houkoku/21/">https://www.kaigokensaku.jp/houkoku/21/</a>） ※ システムによる報告ができない事業者は、指定情報公表センターが示す調査票様式に記入し、原則として電子メールで公表センターへ提出すること。</p>

## ④介護サービス事業者ごとの報告の提出期限

地域	報告作成 基準日	報告 開始日	報告 期限	公表日
中濃圏域	24年10月 1日	24年10月21日	24年11月20日	24年12月10日
東濃圏域	24年11月 1日	24年11月16日	24年12月14日	25年 1月15日
西濃圏域	24年12月 1日	24年12月11日	25年 1月10日	25年 1月31日
岐阜圏域 (岐阜市を除く)	25年 1月 1日	25年 1月11日	25年 2月 8日	25年 2月28日
飛騨圏域	25年 1月 1日	25年 1月11日	25年 2月 8日	25年 2月28日
岐阜市	25年 2月 1日	25年 2月 6日	25年 3月 5日	25年 3月25日
新規事業者 (～25年1月1日指定)	25年 1月 1日	25年 1月21日	25年 2月15日	25年 3月 5日

※ 25年1月2日～25年3月1日新規指定事業者については、別途調整いたします。

# 新システムの概要

(現行システムとの比較を踏まえて)

新公表システム(利用者向け)

<http://www.kaigokensaku.jp/>

※ 平成24年8月31日 介護サービス情報公表制度担当者会議  
厚生労働省老健局振興課配布資料から抜粋

(画面は開発中のもののため、実際の画面とは異なることがあります)

現行

テキスト、情報量が多く、一目見ただけでは操作方法がわかりにくい

東京都 介護サービス情報公表システム  
東京都内の介護サービス事業所の各種情報を検索できます。

しおり付き事業所はありません 田 解説 ヘルプ

このサイトは、介護保険法の規定にもとづいて、都道府県内の介護サービス事業所・施設が、その提供するサービス内容及び運営状況に関する情報を公表するサイトです。

最初にお読みください

**介護サービス選択 お助けネット** 簡略化した内容を公表しております。左のボタンをクリックして、是非ご覧ください。

公表される情報について

- 都道府県内の介護サービス事業所・施設が、サービスの内容及び運営状況に関する情報を公表します。
- 公表情報は、事業所・施設ごとに、基本情報と調査情報があります。(調査情報は、都道府県が、事実確認調査をおこなった情報です。)
- 利用されるかたが、この情報などにもとづいて、より良いサービスの選択にお役立ててください。  
⇒ [介護サービス情報の公表について](#)  
⇒ [公表されている介護サービスについて](#)  
[お勧めする検索方法](#)

お知らせ

介護サービス情報検索

介護サービスの種類で検索する

住所で検索する

キーワードで検索  
キーワードを入力して「検索」を押してください  
検索  
複数キーワードを [すべて含む](#)

詳しい条件で検索  
⇒ [「詳しく検索する」ページへ](#)

このサイトを見やすくするには  
このサイトのアクセシビリティについて

# 見直し後



- 👉 画面の情報量を最小限に抑え、全体をとおして「シンプル」な画面とする。インターネット初心者でも迷わないで検索方法が分かるよう工夫。
- ※検索方法は「地図検索」「サービス検索」「その他（詳細検索）」の3種類から選択
- また、イラスト等を活用し親しみやすいホームページに工夫。

北海道 介護事業所検索  
介護サービス情報公表システム

文字サイズの変更 中 大

全国版トップ > 北海道

- ▶ 介護保険について
- ▶ このホームページの使い方
- ▶ アンケート
- 📍 未掲載の事業所について
- 📍 地域包括支援センター事業所一覧
- 📍 全国トップへ戻る

地図から探す

サービスから探す

その他の探し方

地図から探す

地図からお住まいの市区町村を選択することで市区町村内の介護サービス事業所の検索を行う。

17

# 検索画面①「サービスから探す」

現行

介護予防を含め50サービスの名称が列挙されている。  
テキストのみであり、読み込みにくい。  
検索をするには、ある程度サービスの内容を熟知している必要がある。

## 福祉用具サービス

説明

- 福祉用具貸与 (200件)
- 特定福祉用具販売 (204件)
- 介護予防福祉用具貸与 (200件)
- 特定介護予防福祉用具販売 (203件)

## 居宅介護支援サービス

説明

- 居宅介護支援 (1,178件)

## 特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム)サービス

説明

- 特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム) (134件)
- 特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム・外部サービス利用型) (1件)
- 介護予防特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム) (130件)
- 介護予防特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム・外部サービス利用型) (1件)
- 地域密着型特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム) (9件)

## 特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム)サービス

説明

- 特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム) (34件)
- 特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム・外部サービス利用型) (1件)
- 介護予防特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム) (34件)
- 介護予防特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム・外部サービス利用型) (1件)
- 地域密着型特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム) (5件)

## 特定施設入居者生活介護(適合高齢者専用賃貸住宅)サービス

説明

- 特定施設入居者生活介護(適合高齢者専用賃貸住宅) (11件)
- 特定施設入居者生活介護(適合高齢者専用賃貸住宅・外部サービス利用型) (2件)

## 小規模多機能型居宅介護サービス

説明

- 小規模多機能型居宅介護 (163件)
- 介護予防小規模多機能型居宅介護 (136件)



# 見直し後



サービスに詳しくない方であっても検索できるよう、「訪問」「通い」「宿泊」「生活」などの「利用目的別」に整理し、見やすいよう色も分類する。  
また、サービス名の横に、解説機能を配置しすぐに調べられる。

<b>■ 介護の相談・ケアプラン作成</b>	
<input type="checkbox"/> 居宅介護支援	<a href="#">解説</a>
<b>■ 自宅に訪問</b>	
<input type="checkbox"/> 訪問介護 <b>予防</b>	<a href="#">解説</a>
<input type="checkbox"/> 訪問看護 <b>予防</b>	<a href="#">解説</a>
<input type="checkbox"/> 訪問入浴 <b>予防</b>	<a href="#">解説</a>
<input type="checkbox"/> 訪問リハビリ <b>予防</b>	<a href="#">解説</a>
<input type="checkbox"/> 夜間対応型訪問介護 <b>予防</b>	<a href="#">解説</a>
<b>■ 施設に通う</b>	
<input type="checkbox"/> 通所介護 <b>予防</b>	<a href="#">解説</a>
<input type="checkbox"/> 通所リハビリ	<a href="#">解説</a>
<input type="checkbox"/> 療養通所介護	<a href="#">解説</a>
<input type="checkbox"/> 認知症対応型	<a href="#">解説</a>
<b>■ 訪問・通い・宿泊を組み合わせる</b>	
<input type="checkbox"/> 小規模多機能型居宅介護 <b>予防</b>	<a href="#">解説</a>
<b>■ 短期間の宿泊</b>	
<input type="checkbox"/> 短期入所生活介護 <b>予防</b>	<a href="#">解説</a>
<input type="checkbox"/> 短期入所療養	<a href="#">解説</a>

すぐに解説が見られる

<b>■ 施設などで生活</b>	
<input type="checkbox"/> 介護老人福祉施設	<a href="#">解説</a>
<input type="checkbox"/> 介護老人保健施設	<a href="#">解説</a>
<input type="checkbox"/> 介護療養型医療施設	<a href="#">解説</a>
<input type="checkbox"/> 特定施設入居者生活介護 <b>予防</b>	<a href="#">解説</a>
<b>■ 地域に密着した小規模な施設等</b>	
<input type="checkbox"/> 認知症対応型共同生活介護	<a href="#">解説</a>
<input type="checkbox"/> 地域密着型特定施設入居者生活介護	<a href="#">解説</a>
<input type="checkbox"/> 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	<a href="#">解説</a>
<b>■ 福祉用具</b>	
<input type="checkbox"/> 福祉用具貸与 <b>予防</b>	<a href="#">解説</a>
<input type="checkbox"/> 特定福祉用具販売 <b>予防</b>	<a href="#">解説</a>

※事業所の負担を軽減するため、「予防サービス」は本体サービスと一体的に報告することができるようにした。  
これまでは、「介護サービス」「予防サービス」それぞれ別に報告していた。(50→30サービスに整理)

# 検索画面②「地図から探す」

## 見直し後



モデル事業（お助けネット）で導入された「地図から検索できる機能」は、評判が高かったため、新システムでも継続。



# 検索画面③「その他の探し方(詳細検索)」

## 見直し後

ある程度、介護保険制度やサービスに詳しい方が  
キーワードやその他の情報を組合せ、詳細に検索することが可能。  
なお、それぞれのサービスの特色を踏まえた検索項目を設定した。

地図から探す	サービスから探す	その他の探し方
サービスの種類	<input type="text" value="(サービスを選択して下さい)"/>	
事業所の所在地	<input type="text" value="(市区町村を選択して下さい)"/>	
事業所の名称	<input type="text"/> 例:)介護サービス事業所... <input checked="" type="radio"/> いずれかのキーワードを含む <input type="radio"/> すべてのキーワードを含む	
事業所番号	<input type="text"/> 例:)102030405...(*半角数字のみ)	
法人種別	<input type="checkbox"/> 社会福祉法人(社協以外) <input type="checkbox"/> 社会福祉法人(社協) <input type="checkbox"/> 医療法人 <input type="checkbox"/> 社団・財団 <input type="checkbox"/> 営利法人 <input type="checkbox"/> NPO <input type="checkbox"/> 農協 <input type="checkbox"/> 生協 <input type="checkbox"/> その他法人 <input type="checkbox"/> 地方公共団体(都道府県) <input type="checkbox"/> 地方公共団体(市町村) <input type="checkbox"/> 地方公共団体(広域連合・一部事務組合等) <input type="checkbox"/> その他	
キーワードで検索	<input type="text"/> 例:)夜間 診療 介護 新宿区... <input checked="" type="radio"/> いずれかのキーワードを含む <input type="radio"/> すべてのキーワードを含む	
サービス提供地域	<input type="text"/> 例:)新宿区 中野区 豊島区 杉並区...	

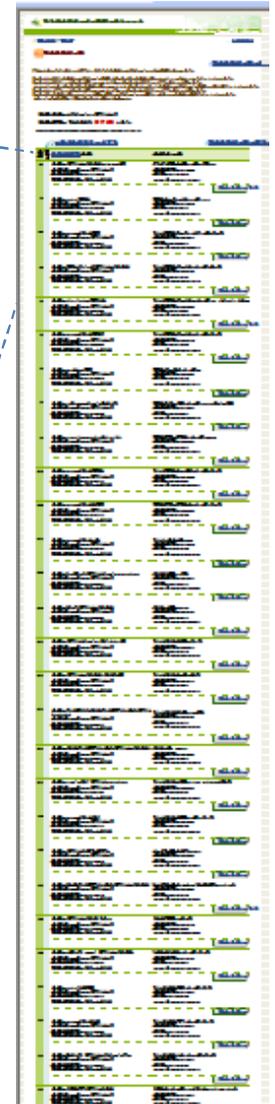
# 検索結果一覧

現行

検索結果は事業所番号順に表示される。（常に若い番号が上位）  
条件が詳細で無い場合、一画面に100件以上が列挙され、非常に縦に長い画面となり、探しにくい。

↓ [しおりを付ける/はずす](#) [対象事業所一覧の見方について](#)

連番	しおり	事業所番号/名称	住所/その他
1	<input type="checkbox"/>	名称:訪問入浴介護事業所アミニティ美幌 介護サービス:訪問入浴介護 事業所番号:0165290024 調査票様式:平成23年度様式	網走郡美幌町字仲町2丁目38番地の2 郵便番号:092-0004 電話:0152-75-2810 ファクス:0152-75-2316
<a href="#">詳細を表示する</a>			
2	<input type="checkbox"/>	名称:ツクイ札幌東 介護サービス:訪問入浴介護 事業所番号:0170200240 調査票様式:平成23年度様式	札幌市東区北24条東21丁目7-22 郵便番号:065-0024 電話:011-787-3995 ファクス:011-787-3997
<a href="#">詳細を表示する</a>			
3	<input type="checkbox"/>	名称:アースサポート札幌 介護サービス:訪問入浴介護 事業所番号:0170201115 調査票様式:平成23年度様式	北海道札幌市北区北25条西6丁目3番23号 郵便番号:001-0025 電話:011-700-3366 ファクス:011-700-1188
<a href="#">詳細を表示する</a>			



# 見直し後①



検索された事業所が地図上に表示される（新機能）。  
 現行システムのように画面が長くならないよう、1画面の表示は最大5件まで

検索された事業所が地図上に表示



下の表の「チェック欄」にチェックを入れて、後で確認するための「しおり」をつけたり、同一サービスの比較をすることができます。

← 表示中のすべての事業所にチェックを入れる

チェックを入れた事業所を

チェックを付けた事業所について情報の比較や「しおり」(お気に入り)をつけることもできる。

チェック	事業所名	電話番号	事業所情報	サービス名称	備考
	所在地	FAX番号		公表年度	
<input checked="" type="checkbox"/>	訪問介護 事業所の名称1 〒064-0841 北海道札幌市中央区旭ヶ丘 建物等の名称	110-1100-1100 110-1100-1100	詳細 HP 地図	訪問介護 (平成24年度)	 <input type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/>	訪問介護 事業所の名称2 〒064-0841 札幌市中央区大通東 建物等の名称	110-1100-1100 110-1100-1100	詳細 HP 地図	訪問介護 (平成24年度)	 <input type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/>	訪問介護 事業所の名称3 〒064-0841 札幌市中央区中島公園 建物等の名称	110-1100-1100 110-1100-1100	詳細 HP 地図	訪問介護 (平成24年度)	 <input type="checkbox"/>

# 事業所情報①「情報の整理」

現行

基本情報の全てが一覧で列挙されており、縦に長く表示。  
必要な情報が探しにくい。印刷すると15ページ以上になる場合もある。

基本情報		関連情報	
記入年月日	平成23年7月1日	記入者	櫻原 充
法人番号	5010001010000	所属・職名	事務課事務係・係長
1. 事業所を運営する法人等に関する事項			
法人等の名称、主たる事業所の所在地及び電話番号その他の連絡先			
法人等の名称	法人等の種類	社会福祉法人(社保以外) (その他の場合、その名称)	
	名称	(ふりがな)しゃかいふくしほうじん つばきのさと 社会福祉法人 椿の里	
法人等の主たる 事業所の所在地	〒	〒100-0101	
	住所	東京都大島町元町字地の四45番1	
	電話番号	04992-2-2380	
法人等の連絡先	FAX番号	04992-2-3728	
	ホームページアドレス	あり: <a href="http://care-nakita/13/tubakinosato/">http://care-nakita/13/tubakinosato/</a>	
	法人等の代表者の 氏名及び職名	氏名	沖山 光男
	職名	理事長	
法人等の設立年月日	昭和62年12月1日		
法人等が当該都道府県内で実施する介護サービス			
介護サービスの種類	か所数	主な事業所等の名称	所在地
＜居宅サービス＞			
訪問介護	あり	1 大島町高齢者在宅サービスセンター	東京都大島町元町字地の四45番1
訪問入浴介護	あり	1 大島町高齢者在宅サービスセンター	東京都大島町元町字地の四45番1
訪問看護	なし		
訪問リハビリテーション	なし		
居宅介護支援事業	なし		
通所介護	あり	1 大島町高齢者在宅サービスセンター	東京都大島町元町字地の四45番1
通所リハビリテーション	なし		
短期入所生活介護	あり	1 大島老人ホーム	東京都大島町元町字地の四45番1
短期入所療養介護	なし		
特定施設入居者生活介護	なし		
福祉用具貸与	なし		
特定福祉用具販売	なし		



縦に長い画面

# 見直し後①



内容ごとに事業所情報を分類し「タブ」で区切ることにより、メリハリのある情報とする。利用者が知りたい情報が探しやすいよう工夫。

※「事業所の概要」「事業所の特色」「事業所の詳細」「運営状況」「その他（都道府県独自設定項目）」に分類。



内容ごとに  
情報を  
分類

訪問介護 事業所の名称1

事業所の概要

事業所の特色

事業所の詳細

運営状況

その他

## ● 所在地・連絡先

事業所名	社会福祉法人(社協以外) 訪問介護 事業所の名称1
住所	〒064-0941 北海道札幌市中央区旭ヶ丘 建物等の名称
連絡先	Tel: 110-1100-1100 Fax: 110-1100-1100 <a href="#">ホームページ</a>
記入日	2012年06月01日
介護予防サービスの実施 ?	<input checked="" type="radio"/> あり <input type="radio"/> なし
併設している介護サービス	<input checked="" type="radio"/> あり <input type="radio"/> なし ※詳しくは <a href="#">事業所の特色</a> をご覧ください。

印刷する

しおりをつける



# 見直し後②



基本情報の場合は、「法人情報」「所在地等」「従業者」「サービス内容」「利用料等」に分類。

知りたい事項を選んで閲覧できる。

法人情報 所在地等 従業者 サービス内容 利用料等

## ●1. 事業所を運営する法人等に関する事項

法人等の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先

法人等の名称	法人等の種類	社会福祉法人(社協以外)	
		(その他の場合、その名称)	
法人等の名称	名称	(ふりがな)	ほうもんにゅうよくかいご ほうじんめいしょう1
		訪問入浴介護	法人名称1
法人等の主たる事務所の所在地	〒064-0941		
	札幌市中央区大通東		
法人等の連絡先	電話番号	000-0000-0000	
	FAX番号	000-0000-0000	
	ホームページ	<a href="#">あり</a>	
法人等の代表者の氏名及び職名	氏名	法人代表 氏名	
	職名	法人代表 職名	
法人等の設立年月日	2000/06/01		

法人等が当該都道府県内で実施する介護サービス

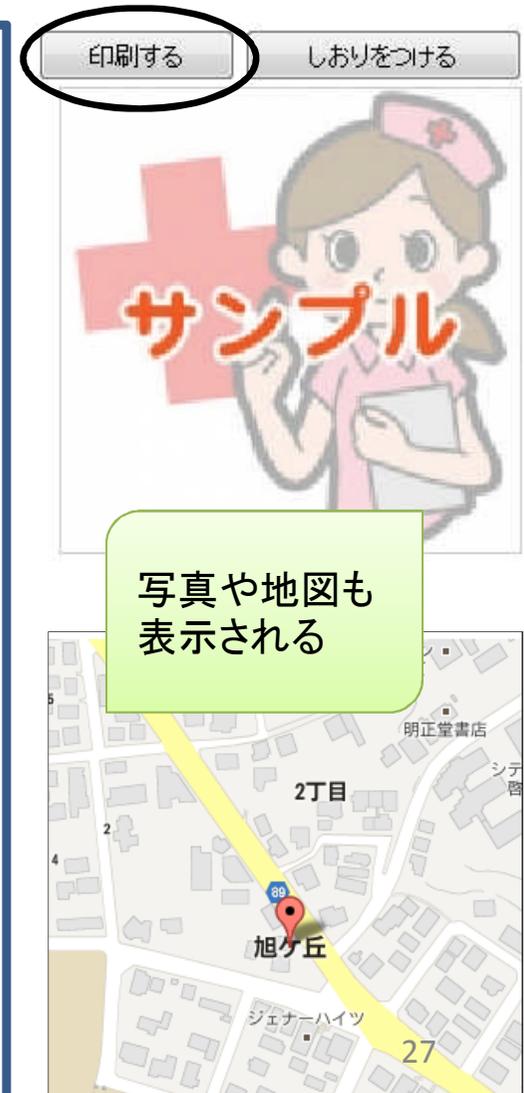
# 事業所情報②「事業所の概要」

## 見直し後



公表されている膨大な情報の中から、基本的な情報を抽出した「概要版」が最初に表示される。  
また、印刷ボタンから印刷をすると綺麗に成形されてプリントされるので保存用としても活用できる。（他の画面でも同様）

●事業所概要			
運営方針		事業所の運営に関する方針です。 1. ○○○○ 2. ●●●● 3. ●●●●	
事業開始年月日		1997/06/01	
サービス提供地域 ?		サービス提供地域は以下になります。 1. 北海道札幌市中央区旭ヶ丘	
営業時間 ※○内はサービスを利用できる時間	平日	8時0分～12時0分	(8時0分～12時0分)
	土曜	9時0分～13時0分	(9時0分～13時0分)
	日曜	10時0分～14時0分	(10時0分～14時0分)
	祝日	11時0分～15時0分	(11時0分～15時0分)
	定休日	定休日は月曜日です。	
留意事項		留意事項は以下になります。 1. ▲▲▲▲ 2. △△△△ 3. ▼▼▼▼	
●サービス内容			
サービスの特色 ?		介護サービスの提供内容に関する特色等は、以下になります。 1. aaa 2. bbb 3. ccc	
特定事業所加算(Ⅰ)		あり <input checked="" type="radio"/> なし <input type="radio"/>	



# 事業所情報③「運営情報」

## 現行

調査員が使用する調査票の内容がそのまま使用され、表現が行政目線であるため、一般の利用者や家族が見ても意味がわかりにくい。  
※「利用者の選択支援」という制度本来の目的に立ち返り、利用者が利用しやすい内容・表現に、抜本的に見直すべきという指摘もあり。

中項目 1. 介護サービスの提供開始時における利用者等、入所者等又は入院患者等に対する説明及び契約等に当たり、利用者、入所者又は入院患者等の権利擁護等のために講じている措置

### 小項目1. 介護サービスの提供開始時における利用者等に対する説明及び利用者等の同意の取得の状況

確認事項(1). 利用申込者のサービスの選択に資する重要事項について説明し、サービスの提供開始について同意を得ている。

確認のための材料  重要事項を記した文書の同意欄に、利用申込者又はその家族の署名若しくは記名捺印がある。

確認事項(2). 利用申込者の判断能力に障害が見られる場合において、利用者によってその家族、代理人、成年後見人等との契約を行っている又は立会人を求めている。

確認のための材料  利用申込者の判断能力に障害が見られる場合において、利用者によってその家族、代理人、成年後見人等と交わした契約書又は第三者である立会人を求めたことがわかる文書がある。

### 小項目2. 利用者等に関する情報の把握及び課題の分析の実施の状況

確認事項(1). 利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族の希望を聴取するとともに、利用者の心身の状況を把握している。

確認のための材料  アセスメント(解決すべき課題の把握)のための文書に、利用者及びその家族から聴取した内容及び観察結果の記録がある。

確認事項(2). サービス提供の契約前又は契約時に、利用者の居宅を訪問し、車輛の駐車位置及び設備の搬入順路を把握している。

確認のための材料  利用者ごとの居宅における車輛の駐車位置及び設備の搬入順路の記録がある。

調査票  
の言葉  
をそのまま  
転載

### 小項目3. 利用者の状態に応じた訪問介護計画等の介護サービスに係る計画の作成及び利用者等の同意の取得の状況

確認事項(1). 利用者ごとの当該サービスに係る計画を作成している。

# 見直し後



内容ごとに分類（中項目7分類）シタブで分けることにより、  
利用者が知りたい内容を閲覧できるように工夫。  
また、チェック項目が一目でわかるよう、「○」「—」により表示し視覚的に工夫。  
記載内容も「利用者目線」で簡潔な文章にして公表する。

利用者の権利擁護	サービスの質の確保への取組	相談・苦情等への対応	外部機関等との連携	事業運営・管理	安全・衛生管理等	従業員の研修等
<p>○ 運営状況が「あり」のもの      — 運営状況が「なし」のもの      該当 サービスを行っていないか、事例がなかったもの</p>						
<b>●1. 利用者の権利擁護のための取組</b>						
<b>(1) サービス提供開始時のサービス内容の説明及び同意の取得状況</b>						<b>チェック項目</b>
・利用申込者に対し、サービスの重要事項について説明し、サービス提供開始について同意を得ている。						
重要事項を記した文書に、利用申込者等の署名等がある。						○
(その他)	記名捺印があります。					○
・サービス利用契約の際、利用申込者の判断能力に応じて、代理人等との契約を行ったり、立会人を求めている。						
利用者の家族、代理人等と交わした契約書等がある。						○
(その他)	文書があります。					○

文章も利用者向けに読みやすいよう整理

一目でわかるよう記号を活用

ただし、チェック項目は多いサービスで120程度もあるので、利用者が全て内容を確認していくには負担が多く、全体の状況はわかりにくい。もうひと工夫が必要！

利用者の権利擁護	サービスの質の確保	相談・苦情等への対応	外部機関等との連携	適切な事業運営・管理	安全・衛生管理等	従業員の研修等
----------	-----------	------------	-----------	------------	----------	---------

○ 運営状況が「あり」のもの    — 運営状況が「なし」のもの    該当 サービスを行っていないか、事例がなかったもの  
 なし

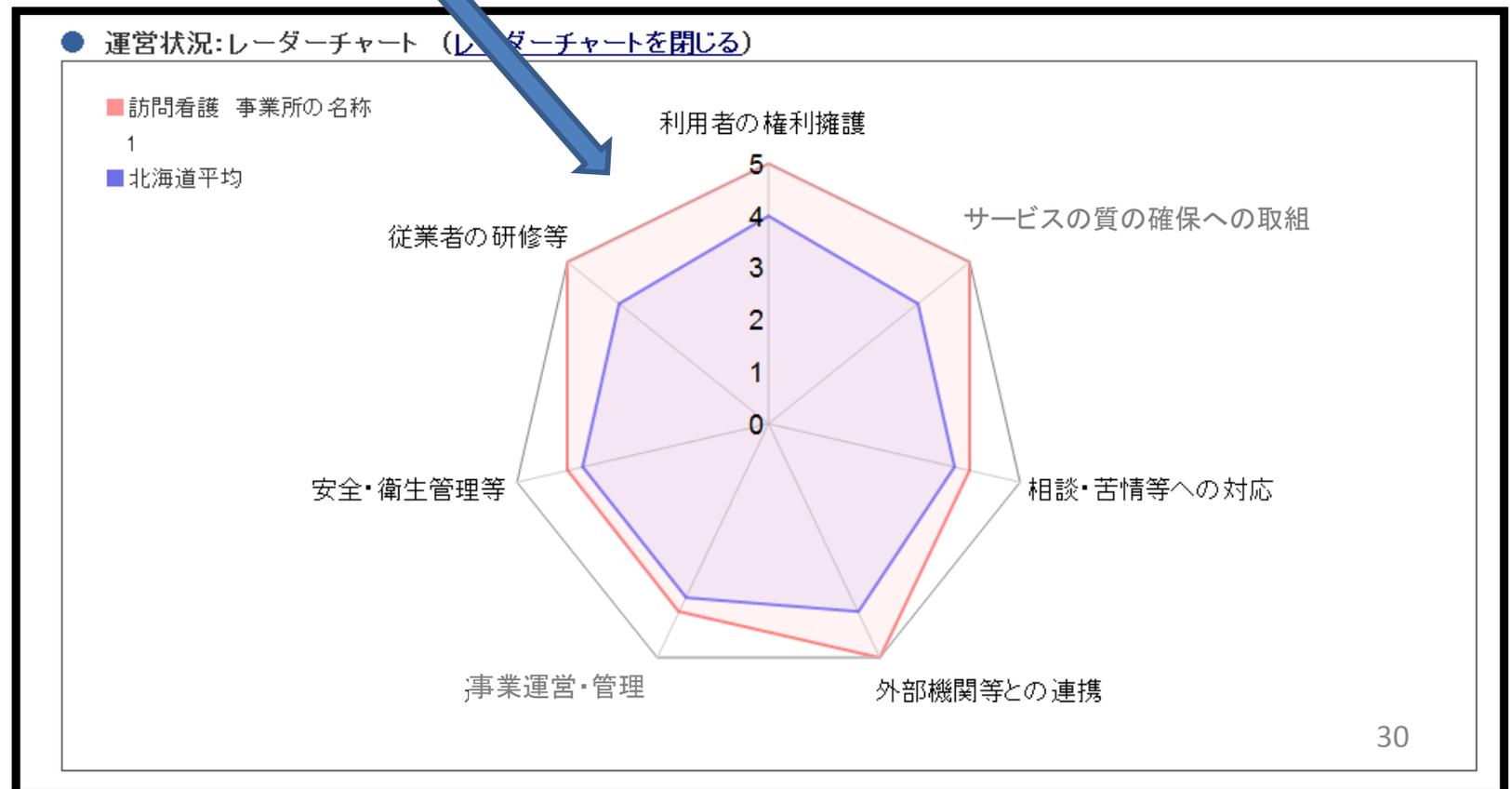
●1. 利用者の権利擁護のための取組

チェック項目	チェック項目
(1) サービス提供開始時のサービス内容の説明及び同意の取得状況	
・利用申込者に対し、サービスの重要事項について説明し、サービス提供開始について同意を得ている。	
重要事項を記した文書に、利用申込者等の署名等がある。	—
・サービス利用契約の際、利用申込者の判断能力に応じて、代理人等との契約を行ったり、立会人を求めている。	
利用者の家族、代理人等と交わした契約書等がある。	○
(2) 利用者等の情報の把握及び課題分析の実施状況	
・利用者の居宅を訪問し、利用者やその家族の希望と、利用者の心身の状況を把握している。	
利用者のアセスメント(解決すべき課題の把握)のための文書に、利用者等から聴取した内容等が記載されている。	○

このため、

利用者が、全体の運営状況を客観的に把握できるように、  
 分類された項目ごとに、「○」の数の割合をレーダー図で表示。

※「該当なし」にチェックがある場合は、分母・分子に含めない



※所在する都道府県の平均と比較できるため、事業者自身にとっても、客観的に全体の運営状況が把握できる

# 事業所情報④「比較機能」

見直し後



比較したい事業所を一度に3つまで比較することが可能。  
「事業所の概要」「事業所の特色」「運営状況」の情報が比較できる。

事業所の概要		事業所の特色		運営状況	
<input type="button" value="この比較表を印刷する"/> <input type="button" value="違いのある項目だけを表示する"/>					
事業所名		訪問介護 事業所の名称1	訪問介護 事業所の名称2	訪問介護 事業所の名称3	
従業員の男女比	女	1	1	1	
	男	1	1	1	
従業員の年齢構成	20代	5人	5人	5人	
	30代	6人	6人	6人	
	40代	7人	7人	7人	
	50代	8人	8人	8人	
	60代～	9人	9人	9人	
利用者の男女比	女	1	1	1	
	男	1	1	1	
利用者の年齢構成	20代	6人	6人	6人	
	30代	7人	7人	7人	
	40代	8人	8人	8人	
	50代	9人	9人	9人	
	60代～	10人	10人	10人	
定員に対する空きの有無		<input checked="" type="radio"/> あり <input type="radio"/> なし	<input checked="" type="radio"/> あり <input type="radio"/> なし	<input checked="" type="radio"/> あり <input type="radio"/> なし	

# 「事業所の特色」ページの新設



事業所の特色が一目でわかるよう、一つのページにまとめる。  
投稿は事業所の任意で随時更新が可能。

## ● サービスの内容に関する写真



## ● サービスの内容に関する動画へのリンク



[【タイトル:紹介動画はこちら】](#)  
紹介動画のPRをご覧ください。

写真、動画の他に、、、

従業員や利用者の特色

サービス内容の特色

定員に対する空き状況なども投稿可能

※「虚偽」又は「誇大」広告は指定基準で禁止されているため、事業所はこれに留意の上投稿  
(事業所向けマニュアルや報告システムの画面でも周知を行う)

# 「都道府県独自設定項目」の新設



法改正に基づき、全国一律の公表項目に加え、  
地域の実情に応じて各都道府県で独自に項目を設定できるようになった。

事業所の概要

事業所の特色

事業所の詳細

運営状況

その他

印刷する

しおりをつける

※このページは事業所の情報をよりわかりやすく提供するために、都道府県ごとに設けている項目です。

設問1	A整備
設問2	B整備
設問3	A整備,B整備,C整備,D整備
設問4	整備をしている段階です。
設問5	整備をしている前段階です。整備をしている段階です。整備を終えた段階です。
設問6	<a href="#">あり</a>

※設問に対する「単一選択方式」「複数選択方式」「自由記載方式」等設定が可能

# ヘルプ機能の大幅な充実



介護保険制度を全く知らない方でも、システムが使えるよう、操作説明だけでなく、介護保険制度のいろはの「い」から丁寧に解説。事業所を探す際に必要な情報は概ね網羅。大幅なヘルプ機能の充実を図る。

ヘルプ機能は常に画面の左側に固定

全国版トップ > 介護保険の解説

▶ 最初にお読みください

▶ 公表されている介護サービスについて

▶ 介護保険の解説

介護保険の解説

▶ 介護保険とは

▶ サービス利用までの流れ

▶ サービスにかかる利用料

▶ 介護サービス情報公表制度とは

▶ 用語の解説

(例) サービス利用までの流れをイラスト入りで丁寧に説明

## ● サービス利用までの流れ

サービス利用までの流れをご確認いただけます。

### ① 要介護認定の申請



介護保険によるサービスを利用するには、要介護認定の申請が必要になります。申請には、介護保険被保険者証が必要です。  
40～64歳までの人(第2号被保険者)が申請を行なう場合は、医療保険証が必要です。

### ② 認定調査・主治医意見書



市区町村等の調査員が自宅や施設等を訪問して、心身の状態を確認するための認定調査を行います。  
主治医意見書は市区町村が主治医に依頼をします。主治医がいけない場合は、市区町村の指定医の診察が必要です。

※ 申請者の意見書作成料の自己負担はありません。

(例) システムの操作説明は誰にでもわかるよう工夫

## 1.1.1 地図から探す

1. トップページ「地図から探す」ボタンをクリックします。



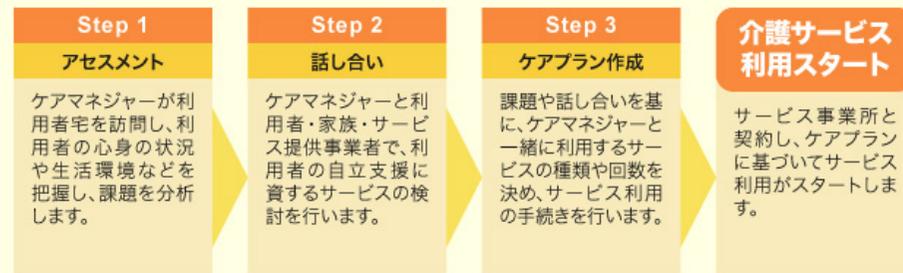
## 居宅介護支援(ケアマネジメント)

居宅介護支援は、利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、ケアマネジャーが、利用者の心身の状況や置かれている環境に応じた介護サービスを利用するためのケアプランを作成し、そのプランに基づいて適切なサービスが提供されるよう、事業者や関係機関との連絡・調整を行います。

居宅介護支援は、特定のサービスや事業者に偏ることがないよう、公正中立に行うこととされています。

### ！ 補足で説明します

ケアプランは以下の流れで作成されます。



※要支援の方のケアプランは地域包括支援センターが作成します。



各サービスの説明はイラストを活用しわかりやすく解説

## サービスにかかる利用料



### ● 利用料

介護保険サービスを利用した場合の**利用者負担**は、原則として**介護サービスにかかった費用の1割**です。仮に1万円分のサービスを利用した場合に支払う費用は、1千円ということです。

介護保険施設利用の場合は、費用の1割負担のほかに、**居住費、食費、日常生活費の負担も必要**になります。

ただし、所得の低い方や、1か月の利用料が高額になった方については、別に**負担の軽減措置**が設けられています。

※居宅サービスを利用する場合は、利用できるサービスの量(支給限度額)が要介護度別に定められています。



サービスごとの利用料の目安や低所得者に対する減免制度の解説も追加